

答 申 の 概 要

件 名	事情聴取関係書類に係る非開示決定及び事情聴取における人定事項記載書類に係る部分開示決定に対する審査請求（諮問第16号）		
本件対象個人情報	1 事情聴取関係書類に係る非開示決定（以下「本件処分1」という。）について平成〇年〇月〇日に開示請求者本人が事情聴取を受けた関係書類 2 事情聴取における人定事項記載書類に係る部分開示決定（以下「本件処分2」という。）について平成〇年〇月〇日に開示請求者本人が事情聴取を受けた人定事項記載書類		
主な非開示理由	1 本件処分1について 条例第21条第3項（保有個人情報不存在） 2 本件処分2について 条例第17条第3号（開示請求者以外の個人情報）		
実施機関	静岡県警察本部		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	平成24年4月12日	答申年月日	平成24年10月26日
主な論点	1 本件処分1について 事情聴取の際に使用したメモ用紙（以下「事情聴取メモ」という。）は、開示請求の対象となる「保有個人情報」といえるのか（条例第2条第3項該当性）。 2 本件処分2について 本件処分2で特定された相談等処理票の非開示部分は、開示請求者以外の個人情報といえるのか（条例第17条第3号）。		

審査会の結論

実施機関が行った2件の処分のうち、本件処分1は妥当であるが、本件処分2については、非開示とした部分のうち、その一部は開示すべきである。

審査会の判断

1 本件処分1について

(1) 本件対象個人情報について

平成〇年〇月〇日に開示請求者本人が事情聴取を受けた関係書類である。

(2) 条例第2条第3項該当性について

条例第2条第3項によると、「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもので、公文書（情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限ると定義されている。

情報公開条例第2条第2項で規定される「公文書」とは、以下の①から③までを満たすものである。

① 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した

② 文書、図画及び電磁的記録であって

③ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

これらを事情聴取メモに当てはめると、警察官が、審査請求人らに事情聴取を行った際に作成した文書であることから上記①及び②に該当する。

以下③の該当性について検討する。

警察の職員が相談の申出を受けた際には、相談業務に関する訓令（平成14年3月22日県本部訓令第7号）第14条の規定により、相談者等に対する指導・助言内容を相談等処理票に記載することとされている。本件事案においても、当該訓令に基づき相談等処理票を作成することが求められており、審査請求人らに事情を聴いた際に、その内容について、下書きとして使用するためにメモを作成することに合理性がある。また、審査請求人も、A4コピー用紙に人定事項の記載を求められ、その後、警察官がその紙に事情聴取の内容を記載したことを認めている。

そうだとすると、事情聴取メモは、自己の執務のための文書にすぎず、しかも、保管を義務付けられたものではないことから、上記③には該当しない。

以上により、事情聴取メモは、条例第2条第3項に規定する保有個人情報を記録した公文書であると判断できず、請求に該当する保有個人情報は存在しないとする本件処分1は妥当であるといえる。

2 本件処分2について

(1) 本件対象個人情報について

平成○年○月○日に開示請求者本人が事情聴取を受けた人定事項記載書類である。

(2) 条例第17条第3号該当性について

実施機関が請求に該当する保有個人情報が記載されているとして特定した相談等処理票には、開示部分以外にも審査請求人が当然知り得た内容や審査請求人の個人情報であるといえる記述が含まれていることが認められる。このような記述までも、審査請求人以外の個人情報として非開示とすることはできず、審査請求人以外の特定の個人の権利利益を侵害しない範囲において開示されるべきものである。

また、審査請求人に関する情報が第三者の個人情報の中に含まれていたとしても、上述の条例第17条第3条の規定により、審査請求人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報は非開示とすべきである。